

# 平成 29 年 4 月介護報酬改定対応 バージョンアップスケジュールおよび注意・制限事項について



本資料では、弊社「wiseman second-line」における「平成 29 年 4 月 介護報酬改定」関連のバージョンアップスケジュールと、バージョンアップ前の注意・制限事項についてお知らせします。

## バージョンアップのスケジュールと内容

「平成 29 年 4 月 介護報酬改定対応」のバージョンアップのスケジュールと、主な対応内容は、下表の通りです。バージョンアップ内容の詳細および操作方法については、システムリリース時にご提供いたします資料等をご確認ください。

※ バージョンアップスケジュール・内容は、厚生労働省からの告示時期および内容により変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

メンテナンス予定日	対象サービス	主な対応内容
3 月 23 日頃	居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定後の新サービスコード体系による利用票・提供票／別表の作成に対応</li> <li>総合事業マスタ(H29.04 版・全国基準値)の提供</li> </ul>
	訪問介護 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定後の新サービスコード体系による予定・実績、介護給付費明細書・請求書、利用料請求書の作成に対応</li> <li>総合事業マスタ(H29.04 版・全国基準値)の提供</li> </ul>

## バージョンアップ前の注意・制限事項

3 月下旬に予定している「平成 29 年 4 月介護報酬改定対応」のバージョンアップが完了するまでの間、システムの運用について以下の注意・制限事項がございます。

※ 平成 29 年 2 月上旬時点の情報を基にした注意・制限事項です。今後変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

対象サービス	居宅介護支援／訪問介護／通所介護
対象機能	[マスタ管理] — [総合事業マスタ]
1	平成 29 年 4 月以降の総合事業マスタは、登録しないでください。
	3 月下旬のバージョンアップが適用されるまでの間、適用開始年月「平成 29 年 4 月」以降の総合事業マスタは、登録しないでください。 ※ バージョンアップ前に「平成 29 年 04 月以降」の総合事業マスタを登録していた場合、バージョンアップ時に削除されます。

(次ページへ続きます⇒)

<b>対象サービス</b>	<b>居宅介護支援</b>
<b>対象機能</b>	<b>[利用者一覧] — [利用票・提供票]</b>
<b>平成 29 年 4 月以降の「介護職員処遇改善加算」は、バージョンアップ完了後に追加してください。</b>	
2	<p>「介護職員処遇改善加算」について、現バージョンでは、改定後のサービス名称や単位数で追加することはできません。</p> <p>平成 29 年 4 月以降の利用票・提供票への「介護職員処遇改善加算」の追加は、3 月下旬のバージョンアップ適用後に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「介護職員処遇改善加算」以外は、登録いただいて差し支えありません。</li> <li>※ バージョンアップ前に「介護職員処遇改善加算」を追加していた場合、バージョンアップ後の見直しが必要となります（バージョンアップによる削除は行われません）。</li> </ul>

<b>対象サービス</b>	<b>訪問介護／通所介護</b>
<b>対象機能</b>	<b>[利用者一覧] — [予定・実績]</b>
<b>平成 29 年 4 月以降の「介護職員処遇改善加算」は、バージョンアップ完了後に追加してください。</b>	
3	<p>「介護職員処遇改善加算」について、現バージョンでは、改定後のサービス名称や単位数で追加することはできません。</p> <p>平成 29 年 4 月以降の予定・実績への「介護職員処遇改善加算」の追加は、3 月下旬のバージョンアップ適用後に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「介護職員処遇改善加算」以外は、登録いただいて差し支えありません。</li> <li>※ バージョンアップ前に「介護職員処遇改善加算」を追加していた場合、バージョンアップ後の見直しが必要となります（バージョンアップによる削除は行われません）。</li> </ul>